

郵政民営化承継財産評価委員会（第2回会合）議事録

1 会議開催の日時及び場所

(1) 日時

平成19年1月26日（金） 午前10時30分から11時まで

(2) 場所

総務省 10階 1002会議室

2 出席者の氏名

(1) 評価委員の出席者

株式会社産業再生機構代表取締役社長	斉藤 惇（委員長）
PwCアトナリ株式会社取締役パートナー	田作 朋雄（委員長代理）
株式会社緒方不動産鑑定事務所取締役	奥田 かつ枝
日本公認会計士協会理事	樫谷 隆夫
日本郵政株式会社取締役	川 茂夫
日本郵政株式会社取締役	北村 憲雄
株式会社かんぼ取締役兼代表執行役会長	進藤 丈介
総務省郵政行政局長	須田 和博
新日本監査法人代表社員	成澤 和己
日本郵政株式会社代表取締役社長	西川 善文
財務省理財局次長	藤岡 博
株式会社ゆうちょ取締役兼代表執行役会長	古川 洽次

(2) 評価委員以外の出席者（事務局）

総務省郵政行政局総務課長	原口 亮介
総務省郵政行政局総務課郵政事業連絡調整室長	小方 憲治

3 議題

- (1) 調査部会における調査審議の結果の報告について
- (2) 承継財産の評価の方法（案）について

4 議事の経過及びその概要

【事務局】

これより郵政民営化承継財産評価委員会の第2回会合を開催させていただきます。本日は12名の評価委員全員にご出席いただいておりますので、委員会規則第6条により、本日の委員会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

【委員長】

去る1月22日に委員会規則第11条第1項に基づいて調査部会を開催し、承継財産の評価基準及び評価方法について調査審議を行いました。そこで委員会規則第11条第6項の規定に基づき、その結果を委員の皆様方にご報告させていただきたいと存

じます。事務局から報告をお願いします。

【事務局】

資料1「郵政民営化承継財産評価委員会調査部会（第1回会合）の議事概要について」に基づいてご報告申し上げます。

1月22日に調査部会に属する委員5名全員の出席のもと、第1回の調査部会が開催されました。

- (1) 調査部会長の選出・部会長代理の指名につきましては、調査部会に属する委員の互選の結果、調査部会長に斉藤委員が選出され、また部会長代理には田作委員が調査部会長により指名されました。
- (2) 「承継財産の評価の方法（案）」につきましては、出資者となる日本郵政公社から、郵政民営化法第165条第1項に規定する承継財産の評価基準及び評価方法について説明があり、調査部会に属する委員による調査審議を経て、「承継財産の評価の方法（案）」及び「民営化時に新たに計上すべき資産・負債の評価の方法（案）」が概ね了承され、当委員会に報告、提案することとされました。

【委員長】

調査部会において概ね了承いたしました評価方法案につきまして、これを調査部会の案としてご報告、ご提案申し上げたいと存じます。それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

承継財産の評価の基本的な考え方につきましては、郵政民営化法第165条第2項に規定されており、これからご説明いたします評価の方法案は、時価を基準とし、一部例外的に時価によらないとする法律の規定にのっとり評価の考え方を整理しております。

現金及び預金につきましては、有り高をもって評価。ただし、現金及び預金のうち国内CDにつきましては、有価証券に準ずるものとして、有価証券の評価に準じて評価し、また、外貨につきましては、公社の最終事業年度の期末日時点の為替相場による円換算額をもって評価する案としております。

コールローン及び買現先勘定につきましては、債権金額をもって評価する案としております。

買入金銭債権、金銭の信託、有価証券につきましては、保有目的の連続性を全く考慮せずに時価評価すると、必ずしも承継会社の財務状況を適切に財務諸表に反映させることにならないと考えられることから、「金融商品に関する会計基準」に基づいて評価する案としております。この場合、満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券につきましては、償却原価法をもって算出した価額をもって評価することとなります。

また、子会社及び関連会社株式につきましては、売却を想定しないこと、また、出資後の年数が浅く、出資額と実際の企業価値が大きく乖離していないと考えられることから、原価法により算出した価額をもって評価することとしております。

預託金につきましては有り高をもって評価し、貸付金につきましては、債権金額をもって評価する案としております。

土地につきましては、原則路線価をもって評価し、路線価のないものについては鑑定評価額をもって評価する案としております。ただし、簡易生命保険加入者福祉施設等につきましては譲渡等を予定しており、他と同様に承継時の路線価や鑑定評定額で評価した場合、譲渡等をする際の価格と大幅に乖離する可能性が高いと考えられること、また、減損会計を適用して事業価値に見合う評価が既になされていること等から、公社の最終事業年度の期末日時点の価額をもって評価する案としております。

建物・動産のうち償却資産につきましては、減価償却等が使用等に伴う価値の減少を表しており、公社の最終事業年度の期末日時点の減価償却後の価額をもって評価し、当該価額が20万円以上のものを計上する案としております。なお、ここでの減価償却等の「等」につきましては、減損処理を意味しております。

非償却資産（書画骨とう）につきましては、多くのものは流通市場がなく、時価の算定が困難なこと等から、公社の最終事業年度の期末日時点の価額をもって評価する案としております。

建設仮勘定につきましては、建設途中の資産であり、事業に供していない資産であることから、支出された費用の合計額を基礎として会計処理した金額をもって評価する案としております。なお、ここでの費用の合計額を基礎として会計処理した金額は、減損処理を行っている場合には減損損失額を控除した後の金額であることを意味しております。

棚卸資産（貯蔵品）につきましては、ユニホームなど自らが使用するもの、貯金通帳など特定の目的で提供するもの、あるいは切手、葉書など特定の目的で販売するものであり、転用が困難であること、また、点数が大量で時価の算定が事実上困難であることから、月別移動平均法に基づく原価法ないしは最終仕入原価法により算出した金額をもって評価する案としております。

借地権につきましては、当該土地全体を路線価で評価し、これに借地権割合と共有持分割合を掛け合わせた地上権共有持分割合を乗じて算出した価額をもって評価する案としております。

電話加入権につきましては、回線数に国税局長の定める標準価額を乗じて算出した価額をもって評価する案としております。

ソフトウェアにつきましては、先ほどご説明いたしました償却資産と同様の評価方法としております。

ソフトウェア仮勘定につきましては、ソフトウェアの作成途中の資産であり、事業に供していない資産であることから、経費支出額を基礎として会計処理した金額をもって評価する案としております。なお、経費支出額を基礎として会計処理した金額は、減損処理を行っている場合には減損損失額を控除した後の金額であることを意味しております。

その他の無形固定資産のうち償却資産につきましては、先ほどご説明いたしました償却資産と同様の評価方法としております。また、非償却資産につきましては、解約すれば預け金が全額返還される温泉施設利用権でございますので、当該預け金の額をもって評価する案としております。

金融派生商品につきましては、「金融商品に関する会計基準」に基づいて時価評価する案としております。

不動産信託受益権につきましては、信託勘定を構成する各資産・負債ごとに、同種の資産・負債と同様に評価する案としております。

外貨取引につきましては、公社の最終事業年度の期末日時点の為替相場による円換算額をもって評価する案としております。また、その他の資産につきましては、主にこの勘定と貸倒引当金勘定等をあわせて回収可能金額を示しているため、公社の最終事業年度の期末日時点の価額をもって評価する案としております。

貸倒引当金につきましては、「企業会計原則注解」、「金融商品に関する会計基準」に基づく貸倒見積高をもって評価する案としております。

負債についてでございますが、郵便貯金につきましては預り高をもって評価する案としております。

保険契約準備金につきましては、公社法令に従って積み立てられた責任準備金、支払備金、契約者配当準備金、これらの積立額をもって評価する案としております。

借入金につきましては、有り高をもって評価する案としております。

前受郵便料につきましては、現在公社で採用している切手類販売所活用方式を用いて、公社の最終事業年度における最終期末時点を基準として算出した切手類の未使用額及び料金計器予納金未使用額の合計額をもって評価する案としております。

金融派生商品につきましては、資産同様「金融商品に関する会計基準」に基づいて時価評価する案としております。

損害賠償損失引当金につきましては、訴訟事案より将来発生する可能性が高い損失に備えるためのものとして、当該損失見込額をもって評価する案としております。

ふみカード払戻引当金につきましては、ふみカードの払い戻しによる損失に備えるものとして、当該損失見込額をもって評価する案としております。

その他の負債につきましては、取引額をもって評価する案としております。

賞与引当金につきましては、職員等の賞与の支出に備えるものとして、賞与支給見込額の公社の最終事業年度の負担額をもって評価する案としております。

退職給付引当金につきましては、「退職給付に係る会計基準」に基づいた、承継時の退職給付債務をもって評価する案としております。

役員退職慰労引当金につきましては、公社の役員退職手当支給に関する内規に基づく公社の最終事業年度の期末日時点の要支給額をもって評価する案としております。

価格変動準備金につきましては、公社法令に従って積み立てられた価格変動準備金の積立額をもって評価する案としております。

「承継財産の評価の方法（案）」につきましては、以上でございます。

続きまして、「民営化時に新たに計上すべき資産・負債の評価の方法（案）」につきまして、ご説明申し上げます。

郵政民営化におきましては、日本郵政公社の資産・負債が5つの会社と1つの独立行政法人に承継されますことなどから、民営化当初からこれらの会社等において、これまで公社において計上されていなかった新たな資産・負債を計上する必要が生

じてまいります。これらの資産・負債につきましても、民営化当初の各会社等の純資産の額を確定させるためにその評価が必要でございますので、本評価委員会の評価の対象となります。

まずは、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構と郵便貯金銀行、郵便保険会社との間に生じる債権・債務関係でございます。

機構から郵便貯金銀行に対して行う特別預金に係る債権・債務関係、機構が承継する地方公共団体貸付等の債権の見合いとして郵便貯金銀行・郵便保険会社から借り入れを行うことに伴う債権・債務関係、機構が承継する支払備金等に見合う額を郵便保険会社に預託することに伴う債権・債務関係につきましては、それぞれ預金、貸付け、預託の額をもって評価額とする案としております。

郵便局株式会社がその運転資金を民営化当初から郵便貯金銀行及び郵便保険会社から預かる、または借り入れることに伴う債権・債務関係につきましては、その預かり金額または借入金額をもって評価する案としております。

日本郵政株式会社に民営化時に承継される4事業会社の株式につきましては、4事業会社それぞれが公社から承継する純資産額をもって評価する案としております。

国庫納付金につきましては、公社の第2期中期経営計画期間終了に伴い国庫納付金債務が生じていれば、その要納付額をもって評価する案としております。

窓口販売国債等につきましては、現在公社においては計上していないものですが、民間銀行では通例計上しているものであることから、郵便貯金銀行において計上することとしているものでございます。引き受けた窓口販売国債の未販売分につきましては、商品有価証券として資産計上するとともに、同額を未払金として負債計上することといたしますが、これらにつきましては、引受価格をもって評価する案としております。

個人向け国債の買い取り分につきましては、商品有価証券として資産計上するとともに、同額を未払金として負債計上することといたしますが、これらにつきましては買取価格で評価する案としております。

以上ご説明させていただいた評価の方法案につきましては、あくまで現時点における評価の考え方を提示したものでございまして、今後民営化までの間に新たに計上すべき資産・負債が出てくるなどの事情変更が生じましたら、必要に応じて評価の方法を変更することがあり得るということを注書きに書かせていただいております。

【委員長】

ただいま事務局から説明がありましたこの調査部会の「承継財産の評価の方法(案)」について、何か皆様方からご意見はございますでしょうか。

この案でよろしいということでしたら、委員会としてこれを了承したいと存じますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】

それでは、資料2の「承継財産の評価の方法(案)」につきまして、委員会として了承することといたしたいと存じます。今も説明がありましたように、今後新たに計

上すべき資産・負債が出てくるなど事情変更が生ずれば、必要に応じまして評価の方法を変更することがあり得ますので、その留保をつけて了承ということでございます。ご理解のほどお願いしたいと思います。皆様のほうから、何か特にございますでしょうか。

【西川委員】

日本郵政の西川でございます。日本郵政といたしましても、公社の協力を得ながら本日了承されました承継財産の評価の方法に基づきまして、本年4月に認可申請を予定しております実施計画を作成いたしますなど、民営化準備を着実に進めてまいり所存でございます。斉藤委員長をはじめ各委員の皆様、今後ともよろしくお願い申し上げます。

【委員長】

以上で本日予定しておりました議事は終了いたしたいと存じます。

なお、実際の承継財産の評価に関しましては、公社の最終事業年度の財務諸表が年度終了後3月以内に総務大臣に提出され、審議会への付議を経て、総務大臣の承認を受けなければならないとされております。

したがいまして、実際に承継財産の価格を確定させることができるのは、民営化後3月を経た来年1月以降になろうかと思われまますので、特段の事情のない限り、実際の承継財産の評価を行う次回の評価委員会の開催は来年1月以降になろうかと存じます。途中、議論の必要性が生じた場合には別途ご連絡を差し上げることといたします。

【事務局】

議事概要、会議資料、議事録につきましては、総務省のホームページに掲載し、公表させていただきます。

【委員長】

以上をもちまして郵政民営化承継財産評価委員会の第2回会合を終了させていただきます。